

令和4年第1回定例
夕張市議会会議録
令和4年3月22日(火曜日)
午前10時30分開議

高間 澄子 君
今川 和哉 君

◎議事日程

- 第 1 議案第1号ないし議案第7号、議案第13号
ないし議案第15号
- 第 2 議案第12号 夕張市職員の勤務時間及び休
暇等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第16号 夕張市賃貸住宅条例の一部
改正について
- 第 4 議案第17号 財産の無償譲渡について
- 第 5 議案第18号 指定管理者の指定について
議案第19号 指定管理者の指定について
議案第20号 指定管理者の指定について
議案第21号 指定管理者の指定について
議案第22号 指定管理者の指定について
- 第 6 議案第23号 指定管理者の指定について
議案第24号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第25号 夕張市特別職給与条例の一
部改正について
- 第 8 報告第 1号 例月現金出納検査の結果につ
いて
報告第 2号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 3号 例月現金出納検査の結果に
ついて
- 第 9 報告第 4号 定期監査の結果について
- 第10 決議案第 2号 閉会中の所管事務調査につ
いて

◎出席議員 (7名)

君 島 孝 夫 君
小 林 尚 文 君
大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
千 葉 勝 君

◎欠席議員 (1名)

熊 谷 桂 子 君

午前10時30分 開議

●議長 大山修二君 ただいまから、令和4年第1
回定例夕張市議会第4日目の会議を開きます。

●議長 大山修二君 本日の出席議員は7名であり
ます。

欠席議員は1名であります。

●議長 大山修二君 本日の会議録署名議員は、会
議規則第125条の規定により

小林議員

高間議員

を指名いたします。

●議長 大山修二君 ここで、事務局長から諸般の
報告をいたします。

●事務局長 佐藤浩一君 報告いたします。

議員の出欠についてであります。熊谷議員は所用
のため、欠席する旨の届出がなされております。

次に、本定例市議会に出席を求めた説明員につきま
しては、さきに報告のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

「別紙」

市長 厚 谷 司 君

教育長 小 林 広 明 君

選挙管理委員会委員長

柳 沼 伸 幸 君

農業委員会会長 後 藤 敏 一 君

監査委員 西 田 洋 二 君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

副市長 本 間 和 彦 君

総務課長 芝木誠二君
地域振興課長 木村友哉君
財政課長 押野見正浩君
税務課長 池下充君
建設課長 鈴木茂徳君
土木水道課長 阿部充雅君
上下水道担当課長
三浦護君
市民課長 佐藤学君
保健福祉課長 平塚浩一君
生活福祉課長兼福祉事務所長
堀靖樹君
消防長 増井佳紀君
消防次長 石黒友幹君

◎教育委員会教育長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育課長 寺江和俊君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 芝木誠二君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 福士泰史君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 佐藤浩一君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐藤浩一君

書記 山下倫弘君

書記 相澤由貴君

●議長 大山修二君 日程に入ります前に、案件の追加とその取扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

君島委員長。

●君島孝夫君（登壇） 追加案件の提出に関わり、その取扱い等についての協議のため、さきに議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることになりました案件は、議案第25号夕張市特別職給与条例の一部改正について、報告第4号定期監査の結果についてでありまして、これらの案件の取扱いにつきましては、本日の本会議に上程し、即決することとしたところであります。

この結果、本定例市議会における付議案件数は、議案25件、報告4件、議決案2件の合わせて31件となるものであります。

以上で、報告を終わります。

●議長 大山修二君 ただいまの報告のとおり取り扱うことと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱って参ります。

●議長 大山修二君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進めます。

●議長 大山修二君 日程第1、議案第1号ないし議案第7号、議案第13号ないし議案第15号、以上10議案一括議題といたします。

この場合、本10議案につきましては行政常任委員会に付託していたものでありますので、直ちに委員長の報告を求めます。

今川委員長。

●今川和哉君（登壇） ただいまから、本定例市議会本会議の第3日目において、行政常任委員会に付託されました令和4年度夕張市一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算並びに議案第13号ないし議案第15号について、審査をした経過並びに結果についてご報告申し上げます。

なお、各位ご承知のとおり、本常任委員会は議長を除く議員全員をもって構成されており、審査の内容につきましてもこの会議の全文が会議録に搭載されますので、細部にわたる口頭報告は省略いたしまして、その概要についてのみご報告いたします。

まず、本委員会は3月18日に開催し、理事者側か

らは説明員として市長をはじめ、副市長、西田監査委員、教育長のほか消防長、課長等の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、本10議案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本委員会の審査の経過並びに結果について申し上げますが、何とぞこの決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長 大山修二君 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本10議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本10議案は、委員長報告のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第2、議案第12号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第12号夕張市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、職員の健康保持や人材確保の観点などから必要とされる、公務における長時間労働の是正について時間外勤務の縮減に取り組むため、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めることとし、地方公務員法第24条第5項に基づき、条例で勤務条件を定めるため、本案のとおり条例の一部改正をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第3、議案第16号夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第16号夕張市賃貸住宅条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、除却に伴い管理戸数を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第4、議案第17号財産の無償譲渡についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第17号財産の無償譲渡について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、夕張市の市有財産である旧滝ノ上小学校校長住宅について、建物の有効活用を図るため「夕張市市有財産活用基本方針」に基づき、財産の長期放置リスク、公共性等を検討した上で無償譲渡しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第5、議案第18号ないし議案第22号いずれも指定管理者の指定について、以上5議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案18号ないし議案第22号指定管理者の指定についての5議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本5議案は、いずれも指定管理者の指定に関するものでありまして、ゆうばり文化スポーツセンター、夕張市平和運動公園、夕張市清水沢プール、夕張市民健康会館、夕張市営球場、夕張市千代田コミュニティセンター及び夕張市生活館8施設の指定管理の期間が令和4年3月31日をもって期間満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、それぞれ記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条第2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案第18号ないし議案第22号の5議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本5議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本5議案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第6、議案第23号及び議案第24号いずれも指定管理者の指定について、以上2議案一括議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、高間議員は除籍の対象となりますので退席願います。

〔高間議員退席〕

ただいま、高間議員が退席されましたので、出席議員は6名であります。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第23号ないし議案第24号指定管理者の指定について、2議案一括して提案理由をご説明申し上げます。

本2議案は、いずれも指定管理者の指定に関するものでありまして、夕張市老人福祉会館及び夕張市農業研修センターの指定管理の期間が令和4年3月31日をもって期間満了となることから、引き続き管理運営を指定管理により行うため、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条第1項第5号及び同条例施行規則第5条の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定の結果、それぞれ記載のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようと

するものであります。

以上、議案第23号ないし議案第24号の2議案、一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本2議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本2議案は、原案のとおり可決されました。

以上で日程第6を終わります。

〔高間議員出席〕

ただいま、除席の対象となりました高間議員が出席されましたので、出席議員数は7名であります。

●議長 大山修二君 日程第7、議案第25号夕張市特別職給与条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

本間副市長。

●副市長 本間和彦君（登壇） 議案第25号夕張市特別職給与条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

まず初めに、このたび本市職員の不適正な事務処理により多額の歳入欠陥を招いたほか、支払い遅延等により取引事業者に多大なるご迷惑をおかけしたことが発覚いたしました。この場を借りて、関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。

当該職員に対しまして、厳正な処分を行うとともに、事務手続に係るチェック体制の強化など、再発防止策を講じて参ります。

つきましては、職員の管理監督の任を担う副市長である私の責任を明らかにし、給料の10%を1か月削減

すべく、条例の一部改正をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 大山修二君 これより、質疑に入ります。本田議員。

●本田靖人君 ただいまの議案第25号に関しまして、質問をいたします。

まず、本件の内容を決めたのはどなたなのでしょう。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員のご質問にお答えいたします。

私でございます。

●議長 大山修二君 よろしいでしょうか。

本田議員。

●本田靖人君 この内容を決めたのは市長ということですが、今回の内容の決定に関しまして、何か法的な根拠、もしくは条例や規則等に基づいた判断なのかどうかについて、お伺いをします。

●議長 大山修二君 芝木課長。

●総務課長 芝木誠二君 本田議員の質問にお答えします。

副市長の提案説明にあった前段の職員、一般職員の処分に関しましては、地方公務員法及び夕張市職員の分限及び懲戒に関する条例に基づいた処分となりますが、今回の条例の改正案に関する処分に関しては、法律、それから条例に基づいたものではございません。

以上です。

●議長 大山修二君 よろしいですか。

本田議員。

●本田靖人君 そうなりますと、今回の内容を決めた、要は副市長のみを給料減額の対象としたというふうな内容を決定されたのは、市長の独自のご判断ということでお間違いございませんか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員のご質問にお答えいたします。

このたびの副市長の処分でございますけれども、職員の事務瑕疵が発覚したことによるものでございまして、当市で定めております諸規定を踏まえるとともに、地方公共団体の職員処分事例を参考といたしまして、上位の管理監督者についても事務管理等の調査を行い、不備はないことが確認されたところでございます。

その上で、私が決定をしたということでございます。

●議長 大山修二君 よろしいですか。

本田議員。

●本田靖人君 そうなりますと、市長は今回の件に関する責任は副市長に責任があり、ご自身には責任はないというふうな判断をされたという認識でよろしいですか。

●議長 大山修二君 厚谷市長。

●市長 厚谷 司君 本田議員のご質問にお答えいたします。

そのように判断したところでございます。

以上でございます。

●議長 大山修二君 よろしいですか。

●本田靖人君 はい。

●議長 大山修二君 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。この場合、会議規則第51条の規定により反対討論より行います。

本田議員。

●本田靖人君（登壇） 私は、本議案第25号に関し、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの質問の中で、今回の議案に関する提案理由、また市長のお考え等をお聞きをしたところでありますが、本改正案は職員の不適正な事務処理により市に多額の歳入欠陥を招いたことの責任を明らかにするためのものであります。

本案においては、副市長にのみその責任があるとするものであり、本来責任を取るべきである組織のトップである市長に責任がないことを認めるものとも取ることができます。

この内容に関しまして、私は到底納得できないものであることから、反対の立場で討論をさせていただきます。

以上です。

●議長 大山修二君 次に、賛成討論を行います。小林議員。

●小林尚文君（登壇） 小林尚文でございます。

私は、議案第25号について賛成の立場で討論を行います。

平成19年施行の改正地方自治法で、それまでの助役という呼び名が副市長に変更になり、従来の市長の補佐、市長の代理に加えて、市長の命を受け政策や企画をつかさどること、市長から委任を受けた事務の執行を副市長の権限と責任において行うことが明確に位置づけられるなど、副市長の役割、権限が強化されました。その背景には、副市長の役割、権限を強化することで、市長に政治的、対外的な職務に専念させるという意味合いがあるものです。

地方自治法第167条に、補助機関である職員の担任する事務を監督することが副市長の職務であると明記されております。

今定例会で提出されてある議案第25号夕張市特別職給与条例一部改正について、提案説明でも職員の管理監督の任を担う副市長の責任を明らかにするためという理由で、一部改正が提案されています。これは、さきに述べた地方自治法で副市長が求められている監督責任者として、当然の責任表明の在り方だと私は思います。

よって、職員の担任事務を監督することが副市長の職務である以上、職員の不適正な事務処理に対する監督責任は副市長にあり、今回提案されている内容は妥当であると思います。副市長は、自ら講師となり、若手職員の育成にも取り組んでいると聞いております。今後は、提案説明にもありましたチェック体制の強化などの再発防止策を講じていただき、二度と起きないことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

●議長 大山修二君 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって討論を終結し、直ちに採決いたします。

この表決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 日程第8、報告第1号ないし報告第3号いずれも例月現金出納検査の結果について、以上3案件一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第9、報告第4号定期監査の結果についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 大山修二君 日程第10、決議案第2号閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本決議案は、君島議員ほか6名の提案でありますので、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

●議長 大山修二君 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって閉じます。

●事務局長 佐藤浩一君 ご起立願います。

●議長 大山修二君 これをもちまして、第1回定例夕張市議会を閉会いたします。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 大山 修 二

夕張市議会 議員 小林 尚 文

夕張市議会 議員 高間 澄 子